平成２７年（フ）第８号
新潟県柏崎市大字藤井1685番地６　ハイツ美夢201
債務者　阿部寿美子
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
愛知県常滑市新開町２丁目73番地　503
債務者　髙倉　洋人
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村白谷358番地
債務者　三浦　結香
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第６５号
札幌市中央区南14条西７丁目３番23―205号
債務者　山本　厚子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
札幌市西区八軒９条西10丁目１番63号　ビッグバーンズマンション八軒Ⅱ―303号
債務者　堀　　由佳
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
北海道江別市東野幌415番地の１
債務者　篠原　三郎
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
北海道江別市東野幌415番地の１
債務者　篠原惠津子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１号
札幌市豊平区月寒東２条10丁目２番５―101号
債務者　葛西　京子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４号
札幌市白石区中央１条６丁目９番５―101号
債務者　菅原　　彩（旧姓土橋）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７号
札幌市清田区北野７条５丁目８番35号
債務者　小野　悠介
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
釧路市美原４丁目４番1210号　Ｄ９Ｒ
債務者　佐々木めぐみ
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３２９号
盛岡市小鳥沢１丁目23番３号
債務者　飛澤　昌孝
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３３０号
盛岡市小鳥沢１丁目23番３号
債務者　飛澤　明子
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６６号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割52番地３　ボヌールハウス106、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割56番地11　スターライト105号
債務者　菊池　　恵（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県北上市大堤東２丁目１番15号
債務者　工藤　　忍
１　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１１号
岩手県北上市大堤東２丁目１番15号
債務者　工藤　玲子
１　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１４号
岩手県花巻市西大通り２丁目５番８号　レオパレス西大通り210号、旧住所東京都東村山市恩多町１丁目30番地60
債務者　藤井　　隆
１　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部